

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定され、実施が義務づけられたため、次のとおり実施することとする。

1 点検及び評価の目的

- (1) 三鷹市教育委員会は、毎年度、主要な事務事業の取組み状況について点検及び評価を行い、課題や取組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検及び評価に関する報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検及び評価の対象

前年度の三鷹市教育委員会の主要事務事業

3 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の三鷹市教育委員会の主要事務事業の取組み状況を総括するとともに、課題や取組みの方向性を示すものとし、毎年度1回実施する。
- (2) 主要事務事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- (3) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を三鷹市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。